

特定秘密保護法の廃止に向けた取り組みを強化する特別決議

安倍政権は昨年１２月、多くの国民の反対を押しきり、数の暴力によって、特定秘密保護法を強行採決した。国民の権利と意志を踏みにじり、民主主義を否定する独裁的政治手法は許されない。

特定秘密保護法は、秘密の基準が曖昧で権力が都合の良ように秘密を指定し、永遠に隠蔽することを可能とする。秘密を漏洩した場合は重罰を科し、過失や情報の取得行為、それらの未遂なども、教唆、扇動、共謀として罰則の対象とするなど、不安や猜疑心を助長し、監視社会につながる恐れがある。

さらに、秘密に関わる職種には適正評価として、本人はもとより、家族にまで及び、国籍、氏名、年齢だけではなく生活についてまでも調査が行われるなど、プライバシーの侵害が危惧される。

第三者機関の設置についても、内閣府など内部統制機関にとどまるなど、監視・チェック機能として独立した機関となることはまったく期待できない。また、閣僚を指揮・監督する首相が第三者的に関与するとしているが、これは明らかに詭弁で、自己矛盾である。

こうした「国民の知る権利」や「表現・言論・報道の自由」など人権を抑制して、国家を優先する今の社会状況は、軍規保護法や治安維持法など国民の言論を封殺し、権力の暴走を許した戦前の状況に酷似している。私たちは、二度と同じ過ちを繰り返してはならない。

特定秘密保護法は、民主主義の根幹を揺るがし、萎縮した暗澹たる社会に導き、憲法の三大原則である基本的人権、国民主権、平和主義を脅かすことから、決して容認することはできない。

連合北海道は、働くものを軸とする安心社会の実現に向けて、特定秘密保護法の廃止を求め、全力をあげて取り組みを進める。

以上、決議する。

２０１４年５月１日
第８５全道メーデー大会